

[Research Materials] Supplementary Notes and Reproduction of Utoki in the Collection of the Shomyoji Temple in Komatsu

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-05-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: KONISHI, Yoko, KIGOSHI, Ryuzo, KURODA, Satoshi, MUROYAMA, Takashi, WATANUKI, Tamon メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00058202

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



【資料紹介】小松市称名寺所蔵『烏鬼記』（明和六年七月二十三日～八月三十日）

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

石川県金沢城調査研究所 所長
木 越 隆 三

人間社会研究域学校教育系 教授
黒 田 知 智

石川県立図書館 加能史料調査委員

室 山 孝
人間社会環境研究科 人文学専攻
渡 貫 多 聞

要旨

小松称名寺所蔵『烏鬼記』は、小松勝光寺十一代住職周好による、明和六年（一七六九）一年分の日記である。特に「小松寺庵騷動」に関する史料として知られている。また、周好が日々伝え聞いた話が書き留められており、小松町周辺のみならず、大聖寺・越前の出来事など、その内容は多岐にわたる。

本史料の従来の翻刻は誤脱もあるため、改めて全文を翻刻し、紹介する。翻刻により、多くの研究者の利用に資したい。本稿は四回目である。

また、本稿では、令和元年（二〇一九）七月二十三日に行われた郡中御影恩講についても、併せて報告する。

キーワード

「小松寺庵騷動」「郡中御影」能美郡 近世淨土真宗

【翻刻】

二十三日

一、朝乍快晴二而御座候、夜者薄曇り候得共、昼夜共差而相替事者一向無之候、

一、在京本蓮寺殿方乍留主居へ、此度者上京致候得者、迎も外五ヶ寺上京有之候迄者、致不申候而者、難叶候得者、何歟当年当り申候、

先住捨三廻忌之法事杯ニも難逢候間、宜布取計之義申來、尚又門徒へも寺中役僧共へも難申出旨、奥方へ申來様子相見申候而、以之外心を被碎候様子ニ相聞候、左候得者、十者乍十御本山表之義、手二入候様子ニも相見不申、漸式三人之取計事様子与相聞申候、元來

壇人立而上京之義者、後室之被止候旨共、串屋五郎兵衛御咄申候旨

二而、赤井殿承之中候、

二十四日

一、夜九ツ頃余程成地震ニ而御座候旨、埴田屋長兵衛咄申候、扱々珍布事ニ而御座候、日之内者ハ天氣宣布、折節曇者見ヘ候得共、雨者差而降不申候、

二十五日

一、朝六半過頃ニも候哉、暫之間雨降申候、此雨者久振之事ニ候得者、皆人悦可申ト存候處、早速ニ晴、残多存候、

一、今日者兼而定置候御真影御講、於當役勧帰寺殿御勤之處、以之外

御繁昌群參、散錢者式貫八百文之余有之候由承申候、則御講之義當役迄十村共へも書面指遣申候處、組下々々を当役ニおるて御影御影相勤り候間、各々參詣、尚又先年之通、御初尾何成共持參可有之旨、組手代迄組下へ申入候段、承之申候、此故ニ而候哉、以之外賑成御講ニ而御座候而、各々難有奉存候、

一、七半頃迄雨しめくと降出シ、夜五前方迄雨者降統申候、万民之悦、不過之存候、併雨も余程之降様子ニ候得共、降間無之、残多段申候、望者不尽ものニ而候、

二十六日

一、今日者又快晴致候、併九過頃迄者雨雲群飛候故歟、むし暑御座候、

いまた降残候雨之有之様子ニ相見申候、

一、加州殿宮腰辺へ度々殺生ニ御出被成、大野之在所之小寺庵三度御腰被掛候得共、余り狹候ニ付、其寺之後口蘆原ニ而候處を拝領致候、其蘆原迄每歲七百日程宛取レ候間、永代ニ者宣布拝領物ニ而候旨、取沙汰致候段、知照咄申候、

一、八幡之門前之鍛冶并三王門前之鍛冶らヤマメタオシを壇駄調^(一)、

江沼郡辺へ付込可申旨ニ候哉、參候處ニ、今江村荷改番所ニ取構候由ニ而、本鍛治町・小寺鍛治町占銘々參り、彼是之爭論共有之候旨

承之候、

一、在京本蓮寺も、当十八日ニ京都発足之様子ニ候旨取沙汰致候段、如何之様子ニ候哉之由、觀応并一針村肝煎忠次郎咄之申候、

二十七日

一、本蓮寺殿之義、当月十日集会所へ貌出有之候處、役僧迄申候者、六ヶ寺御示談之上ニ而上京有之候哉、又壇人立テ御登有之候哉与相尋候處、本蓮寺相答候者、私壇人上京致候由被申候得者、然者壇人ニ而者御用難弁候間、先宿御帰可有之候由、申入候得者、無本意帰宿被致候由、赤井殿御咄ニ而奉之申候、扱々無詮事ニ候、

二十八日

一、於御本山當郡御真影可取上段、示談取組之人數者、家老中之中ニモ石井隼人^(森彦)・上田織部^(金之)、此兩人ニ而御座候、此外之家老中二者、与得打込而之相談与申者無之旨、京都ニ而之評判之旨承、金平屋清右衛門咄承之申候、且此度家老中下知状、御真影御供仕上京致候様ニ申遣候^(留)、本蓮寺義者上京有之候得共、外五ヶ寺之分者逆も此義ニ付、上京之義ハ無之様ニ相聞申候段、東六条御寺内之取沙汰、尚又再往之下知状集会所迄遣候處、可相返様ニ存居候處ニ、不返候由、難心得候得共、是ニも子細候哉、其程難計旨、則役人中并御寺内評判ニ而候旨、赤井殿御咄ニ而承之申候、

一、澍法庵義、当夏於堺御坊夏之御文被仰付罷下、夏之御文相済候節、大坂へ登り候處ニ、兼而澍法庵兄弟共一統、大坂飛櫓法中三拾式ケ寺与出入有之候得共、所々御用ニ付、大坂ニ在合不申事落着無之故、幸之義ニ候間、彼法中ニ澍法庵を留置、ニ便ニ行候迄も番を附、町家座敷借為致置候故、澍法庵へ御用之義有之候旨、御召狀兩度被下候得共、同行破封致、澍法庵ニ者不見申、尚又御使者被下候得共、勿論澍法庵ニ為逢不申候段、上京致帰國之者咄致候旨、赤井殿御咄ニ而承之申候、此等之義ニ付而も、本蓮寺殿之相談程無之故、彼方之取組思様ニ八行候間布与被存候、

一、金城殿御家中より御借銀可被成旨二而、大老中八人へ金子弐千両、惣御家中へ三千両被仰付候よし、是も則赤井殿御咄ニ而承之申候、

一、頃日珍敷星相見申候、其星与云者小茶碗の丸の程ニ而、東南之方ニ当テ出、光り東西両方へ指候、共星之出候時分者、先夜者四ツ過頃ニ而候旨、本光寺殿御咄承之申候、善惡之相相知不申、無心元存候、

一、今日七打何方も夕時勤行之節、地震有之候而、輪燈之瓔珞杯チ申候段、知照申相見候処、參詣坊主共皆覺申候段申候、

二十九日

一、昨日七過二角院殿(本蓮寺)へ向而、京都より飛脚罷下り候而、月津村之馬二乘、小松馬指方へ參候而、本蓮寺殿を教與候様ニ申候故、相尋候得者、御本山より御飛脚之旨ニ而、箱ケ間敷物を首ニ掛居申候、教遣申候処ニ、其節本蓮寺殿へ行合セ罷在候者之見候処ニ、御本山方より飛脚与而、御状箱之様成物奥へ取而入候、暫時斗之間有之、状首尾を見終候程之間有之候而、奥之様子を窺候処ニ、何之勇も無之候而、後室・奥方之泣声相聞申候、推察致候処、遠慮ニ而も申来候哉、又者京都二居ながらも遠慮同事ニ相成候哉、兩人之涕泣無心元存候而、行合セ候者申候旨、赤井殿御咄ニ承之申候、何之道ニも宜敷事ニ而者無之様子ニ相見申候、

八月朔日
申候、

一、日之内者快晴、靜成氣色ニ而、差而相替事者無之候、

一、兼而評判承候処之星、夜八半頃見候処、星者列星より者少々大き成様ニ相見候而、光者西南之方へ指申候、光之長サ三・四間斗ニ相見申候、光者唯毫筋ニ而御座候、末広ク本細ク、其光之内ニ星者見申候、

二日

一、夜前四半頃ニも候哉、南之方より余程成風吹出候而、已來少風夜を通シ吹申候而、二百十日之印与哉相見候処ニ、昼八頃者余程成風ニ而各雨ニ成候ハんと申候旨承之、先々安心致候、

一、今江法性庵四月、越前勝山之邊東野之蓮照寺与申御一家地へ入寺之義相決申候、扱々心外立身ニ而候、其寺之檀越者武百軒斗、御堂者八間四面ニ而候旨、符津村通願寺彼方へ參見咄申候旨、當廿日頃彼方へ罷越申候由ニ、四月咄普為聽ニ參候、

一、潤法庵義、労役之様成病氣ニ而御暇申、大坂へ引越罷在候由、且先月六日本蓮寺京着被致候義、京都より留主居へ之書状見候旨、是も則四月咄申承候、

三日

一、旧冬ニ而候哉、当春ニ而候哉、三ツ屋宝海寺義ニ付、本蓮寺殿既ニ遠慮可被仰渡旨、金沢寺社所相決シ居申候処を、角院殿より當所天神宮之別當梅林院を頼被申候而、其遠慮之義持返シ申候、就夫此度當郡御真影一卷ニ付候而も、外五ヶ寺之者共へ遠慮為致度段、又候天神梅林院へ被及申候処ニ、梅林院申候者、先達而之義ハ貴院斗之御身分迷惑之義ニ付、御取持申候得共、此度之義ハ五ヶ寺而已なラス、一郡一統之義ニ候得者、左様之義ハ御取持申、郡之相手ニ相成候事者難仕与申、賴之処受不申候旨、承之申候与、筒金屋久兵衛

式寺役等勤候事堅無用ニ候、尤此趨惣門徒中江触渡可申候得共、先其元へ申入候、一端申為聞、重而妙永寺へ之申渡之義ハ、病氣故、

北野屋伊兵衛・埴田屋長兵衛兩人へ申入、右委曲之義申付候、

四日

月 日

誰印

一、朝迄北風少々吹渡候而、一日吹申候、外ニ差而相替申義ハ無之候、

妙永寺退出ニ付、寺役等相勸させ申義、堅成不申旨、在町之自門徒

一統ニ触申候、

一、前記星之義、是者豊年星与申而、惣而作方宣布、世之中豊ニ相成候前想之星ニ而候旨、俗説ニ取沙汰致候、併此星北迄出、南へ指候光リニ而候得者、惡布候得共、東迄星出、西南の方へ光リ指候故、善事ニ而候与評判ニ而候旨、安藤喜繁咄申承之候、何之道ニも惡敷事を聞様ニ者無之候、且当月一日之風も差而作方ニ者當不申由承之、実も斯ヤ与存候、

五日

一、本蓮寺殿義、当十四日為御名代大谷へ參詣可有之筈ニ付、色衣を御免被成、網代之乘物ニ乘參詣可被致旨有之候而、角院殿内法道咄申候旨御聞之由、隣院殿御咄ニ而承之候、虛言申度も致方之舞之ものニ而御座候、手を打テ大笑可致者、唯此一事ニ而候、嗚呼、笑止也、氣之毒也、

一、今日も昨日之通朝迄北風吹候而、一日吹居候、吹止候而も雨も降不申候、唯跡者夜も静ニ而候、

六日

一、昼夜共ニ静成氣色ニ而御座候、差而相替義ハ無之候、

一、頃日金沢迄當会所へ、金城主殿万一千地へ御越之事も有之間布事ニ而も無之候間、必不調法無之様ニ可相心得、併加様之趣者、役人迄申出候事者、暫ク可為遠慮旨申來候故、武部津左衛門・山茂弥助兩人迄町年寄へ申渡候与之趣、新屋伝右衛門咄ニ承之申候、

一、材木等出候節、公儀足絆共相見願申候砌、遣候書物文言如左、

一、何本

何木

右何所迄出申候間、海路御相見可被下候、以上、

七日

一、今浜光西寺殿迄用事有之候ニ付、今朝未明ニ知照遣申候、

一、隣院殿御内用有之候ニ付、明日越前へ御越之由ニ而、留主中御頼与有之御出之處、弊子義痘疾跡用保故、直ニ御断申、御暇ニも參不申失礼致候段、御許被下へき由申候得者、御承知之旨ニ而御帰寺被成候、

一、今日も朝迄靜成氣色ニ而、昼夜共ニ差而相替義者無之候、且暮合ニ隣院殿御使僧見証寺を以御申越被成候者、明日迄村々肝煎共出候筈ニ候間、何歎聞しらへ吳候様ニ与之事ニ候、御答ニ者病後之義ニ候得者、慥ニ御受合難申候得共、称名寺殿与御示談可申上段、御使僧へ申遣候、

八日

一、今度能美郡を金沢御坊へ附可申与之巧取組事、色々工夫致候處、畢竟之處承候間、珍布留置申候、先集会所迄小松六ヶ寺宛所ニ致、御影并相添候書物等持參上京有之候様ニ申遣候得者、是程之義ニ而も無之事ニすら、小松之六ヶ寺者氣情を慕候事ニ候得者、是迄集会所迄御紙面御召封等請申先例無之趣者、加様()与能美郡之由緒を云立書上申候、其尾ニ乗り、然者何道ニも上京可致与之趣斗ニ而、御家老中迄紙面被指越候得者、是非ニ上京可有之間、其砌先達而集会所迄上京可有之様ニ申遣候処ニ、其郡御真影ニ付由緒有之候事兼而承伝居候得共、加様成正敷由緒与も不存候間、達御聽、以後能美郡之規模ニも相成候様ニ致候得者、畢竟者御本山之御為也、且者其郡ニおるて御影之尊敬も格別成義ニ候得者、左様ニ仕度与今更之候を働キ、一盃甘ク呑込セ、和談貌ニ而、然者達御聽可申与合点為致候而、經時日候而、先達而之趣委曲達御聽候所、由緒有之候祖師

之御真影二候得者、能美郡之規模与も致度与之仰事二候間、何事も兼而被仰出候迄者、其御真影之義者暫々金沢御坊へ被爲預置候間、各々可被得其意候与斗二而、兼而被仰出有之候迄者、勝手次第二帰國可致与申渡帰國爲致候而、後一二三年も経候而、何事も無之候得者、是非共ニ能美郡より先達而之御真影之義如何被仰付可被下哉与六ヶ寺共ニ願上候時、其郡之御真影之義ハ由緒有之、大切に御真影之義ニ候得者、小松六ヶ寺之内寺跡有之候寺へ、以後者御預有之候間、右之趣得其意御請可被指上与急度申入候得者、前後右左へ難勤与之取組之仕立二而候、且其上寺跡有之候仲間之内与申候得者、本蓮寺殿ニ相決居候故、然者貴院へ御預り与申事ニ致度と仲間より頼、暫時本蓮寺辭退被申候得者、仲間より是非ニ頼不申候而ハ難成間、随分爲頼候上、御真影を本蓮寺へ預候得者、能美郡同行之中より何卒前々之通りニ被成可被下様ニ、金沢御坊へ出可申間、其時者成程も前々之通ニ願返可申間、然者何歟御坊之御手伝も頗度与申懸候而、出合次第之頭をとらへ頼候而、漸々ニ能美郡を引附可申与者、紙屋宗意之工夫ニ而候、加様成事共済法庵へ取組、本蓮寺へ眷込セ置可申處二、先達而集会所る六ヶ寺一統御召状到来之節、最早得タリ与一分立テ御受杯被上候事取組、大キニ間違候旨、此間金沢之者之咄御聞被成候由、赤井殿御咄ニ候、

一、本蓮寺義ハ綽如上人御取立ニ而、開基者御舍弟頓田僧都ニ而候事承及居候、然所ニ其上へ肥前高徳寺之由緒を書交へ、由緒書此巧ミ故先達而御本山へ被上置候由ニ候、元來加様成取組事者、石井隼人第一之骨ニ而、下役人者第一紙屋宗意・済法庵・本蓮寺ニ而御座候処ニ、石井義ハ加様成取組事ニ執心被致候由、御家老仲間ニも龜々知レ候故、今者表面難取持事成居申候、且上田織部へ下間之景図を爲持候事者、石井氏之取持故成候事ニ候得者、是以何事も石井氏之被申候事ハ、唯受合居被申候由、是又金沢之僧之咄ニ而御聞之旨、赤井殿御咄ニ而御座候、扱々面白取組事、人之氣之不付工夫、珍布

事共ニ候、

一、下吉谷村ニ而頃日疫癪流行候故、家壹軒二五六人宛臥居申候由、承之申候、扱々不氣味成事共ニ而御座候、

(西本願寺文庫)

一、來年三月歟、八月歟、此兩月之内、吉崎へ西御門主様御成被遊候筈ニ候事、長井之者咄候旨、本光寺殿御咄ニ而承之申候、阿弥陀堂御再建有之候間、御奉加ニ而も候哉之趣、取沙汰致候与、其者申候よし、

一、朝よりむし暑候而、雨雲吹散、又或時者青天ニ成、色々ニ替候処、終ニ七過より雨頻ニ降、雷電夥敷候処ニ、暮合ニ雨晴、雷光止申候、乍暫騒敷事ニ而御座候、

九日

一、頃日駿河守殿子息与十郎殿、金城殿息女(前田家臣)姫さま之御妹子(前田家臣)を被進

候而、賑敷事共ニ而御座候、且国姫様者(前田家臣)一条殿へ是又被進候、彼是以頃日者以之外賑敷、御能等も有之候旨、埴田屋長兵衛ニ承之候、一、朝より風者少々有之候得共、昼夜共ニ差而相替事者無之候、唯靜成氣色ニ而候、

十日

一、本蓮寺殿舍弟太田永正寺夜前帰國之由承之申候、角院殿京都之様子如何之義ニ候哉承度候、余り宣布方も無之哉、差而勇無之旨取沙汰致候、

一、少々風者有之候得共、昼夜共ニ相替義者無之候、併夜七頃より雨降出申候、

(前田治郎)

一、昨日金城殿本吉へ殺生ニ御出可被成旨相決、則時次郎殿御同道之旨ニ候、御供者金城殿五百人、時次郎殿式百人与申事ニ候、併時次郎殿御出之義者いまた相決候事も無之候得共、金城殿者御出之義決候与之取沙汰ニ而御座候、然所ニ今日松任ニ而承候得者、十四日迄金城殿之御出も御延引之段承候与、山代屋善兵衛咄申候、

十一日

一、朝迄氣色不定ニ而折く者小雨降又者晴、定候事も無之候、併

昏之内も夜之内も、差而相替義者無之候、且隣院殿越前カ今日暮合
帰寺有之候、

十二日

一、氣色者朝迄余り宜布程ニ而者無之候得共、雨之降候事者無之候、
昼夜共ニ異事無之候、

十三日

一、金城殿押野与云所へ殺生ニ御出有之候而、十村者何方そ与、十村
之様子を御尋有之候得共、御近習衆不存申与御答被申上候得者、又
候御尋も無之、村方之節々難渉致候も、様子有之事与被存坏被仰候、
一、御広敷におるて式百七拾人之御人すべ有之候内、御手之掛り候女
中ニ者捨扶持武人扶持宛被下置候、加様成事者古來無之事ニ候、
一、金城殿節々殺生ニ御出之事を、前田土佐守殿御諫言被申上候得
者、引込可申段被仰出候、依之十日を過候後、土佐守殿切腹被願上
候得者、是程成事ニ切腹與者無益成事ニ候程ニ、出而役所を可勤段
被仰出候、

一、金城殿於御家中改易同事ニ相成居候武家九拾軒余有之候處を、金
城殿へ御窺被成御威光被下置候、小知之待共跡目立無之、近年改易
往

同事ニ成居申者共數多有之候、不便成事共ニ候間、彼者共者如何致
候而可然哉与、時次郎殿迄御申候得者、其元任了簡、宣布可取計旨
御返答有之候ニ付、時次郎殿為御取計、前々之通知行被下置候而、
御奉公可申上段被仰出、跡目立替有之、結構ニ相成候、此外時次郎
殿之手柄多有之候、依之先時次郎殿之御代ニ相成候ハハ、殺生停
止ニ相成可申設与之取沙汰致候之趣共、右赤井殿御咄ニ而承之申候、

十四日

一、夜者明方迄頻ニ雨降出、五ツ半頃迄降候得共、早速ニ晴明り申候、
夫迄風雨無之、夜も静成事ニ而候、差而替申候事者無之候、

一、金城殿者来月廿五日江戸へ御発駕被遊候旨、取沙汰致候旨、来生
寺咲三承之申候、

一、金城大心院殿拾七廻忌来月御執行有之候ニ付、時次郎殿迄金沢両
御坊へ御志御上被遊候等ニ御座候与之旨、来生寺咲三承之申候、是
迄何様成大御法会有之候与も、一向加様成義者無之候、

十五日

一、時次郎殿馬ニ召候得者、称名之御声不斷候故、御近習之衆中も隨
喜之心自然与催候、且先頃時次郎殿於御居間、終夜大無量寿経之要
文を御講談被遊候處、是を聽聞致候者ハ、何成族も情を打致落涙候、
我等者日蓮宗ニ而候得共、此法門を聽聞仕候時ハ涙ニむせひ候与咲
申候旨、岩本村与三兵衛咄申承之候、

一、先頃金城殿鉄炮被遊候處、時之凶事、前田駿河守殿之屋敷へ鉄砲
打込被成候故、右之趣駿河殿迄如何之義与被窺候得者、且而其方之
屋敷を自懸鉄砲を打候二者無之、玉之それ、手之狂ニ而候間、其分
ニ可致与之御挨拶有之候与之趣取沙汰有之候段、是も則岩本村与三
兵衛咄ニ承候、

一、昼之内者靜成氣色ニ而御座候、夜者名月も雨曇掛り不面白、夜者
更行程尚曇候而残多事ニ候、

十六日

一、太田永照寺夜前京都迄被帰候ニ付、本蓮寺殿迄同行中江書状參候
処、又々銀子為登吳候様ニ申參候得共、北市屋喜右衛門申候者、此
度銀子沢山為登候事者難成、能美一郡之相手ニ成候得者難成与被申
居候、且先頃角院殿之京へ被連候家来も被帰候与之趣、筒金屋久兵
衛咄ニ承之申候、

一、串茶屋町人形芝居一昨日迄致候、大概流行申候、人形裝束等も先
相應ニ御座候旨、来生寺左京咄承之候、

一、昼之内氣色者余り不宜候得共、兩者降不申候、併七半過頃迄少々
小雨降下申候、其外相替義者無之候、

十七日

一、少々宛も雨者夜通二降申候、今朝者余程降候得共早速二晴、四頃二者天氣も宣布相成可申哉与存候處、又北風吹出シ候而、七ツ頃迄又しめ／＼と雨者降申候、此外差而相替申義者無之候、

一、於京都賡金を致多之人を証候故、此者終相知レ候、元來此賡金者、燒筒之つぶしを以焼付ニ致候故、目方五六分程宛不足致候迄事起り賡物ニ候様子相知、因而成御鑿味之上御法之通、当月七日ニ御仕置被仰付候旨、簡金屋久兵衛咄ニ承之申候、

十八日

一、金城殿毎度（殺生ニ处々へ御出被遊候事、畢竟者國之御損ニ而御座候間、毎度御出之義者御止被遊、唯時々御慰ニ御出可然段、御用部屋カ兩度御諫言申上、其後切腹願上候得者、加様成義ニ切腹与申事者無詮事ニ候得者、用義全相勸候様与之被仰出ニ而御座候与之旨、金沢掛作り山上屋六平咄ニ承之申候、於金沢も前田土佐守殿カ御諫言被申上候後、切腹被申上候事一向ニ不承候、元來彼御用部屋与申所者、御隱密御用第一之場所ニ而、彼所者以之外重キ所ニ而御座候、

一、金城殿廻々へ毎度殺生ニ事寄御出有之候義も、様子有之義ニ候、當殿之義ハ全体癪瘍之御持病ニ而、日之三日も御居間ニ而已被為入候得者、癪氣高振指出候得者、以之外短慮ニ御成被成候故、第一者御保用之為、御慰ニ而者無之故、御勘弁被成、朝御出ニ而者昼御帰城被成、外ニ而御膳被上候得者、夥敷御損有之候間、左様ニ御勘弁被遊御保用之事ニ候、此義寒敷相聞申候、私義者職人故、御近習衆ニも御心安細工等も被仰付候間、右之様子御尋申上候處、金城殿つめて御居間ニ被為人候得者、御癪氣高振、短慮被為入、御近習之御呵每度之義、以之外迷惑ニ御座候、併殺生ニ御出被遊候而者御氣發候故歟、左様成義ハ一向ニ無之候被申候与、右之人咄申候、

一、金城殿、時次郎殿へ被仰候者、唯鬱々与居間ニ而已被為居候而ハ、

氣も結、ふれ可申候間、何成共氣之發候事を可被致候而可然と之仰二而候得者、時次郎殿カ之御返答ニ而、外之義者何も望無之候、併年寄之席へ出、彼等か取扱之様承度与、御願被申上候得者、可然何様成共勝手次第、氣之發候様ニ与之義被仰出候与之一說、左様ニ而者無之、金城殿元來癪氣御持病故、御氣之結レ候事被為成かたく候得者、御国方一体之御取計事も難被為成候故、御国法御取計之義、時次郎殿へ御願有之候与之一說有之候、私思案之所者後之一說実布被存候、初之一說者昔カ承不申義ニ而候被申候、右之六平咄申候、

十九日

一、七頃迄しめ／＼と雨降出候而、次第二つよく相成、夜ニ入申候迄降続申候、暫時之間降止申事者、一向ニ無之候、此外差而相替義者御座なく候、

二十日

一、降雨者夜を通、昼之間者暫も降止申事、一向ニ無之候、併夜五頃二者半時斗之間、降止申候得共、又頻ニ降出申候、

一、信州善導寺与申淨土宗之御朱印五百石有之候寺庵、當所東町法海寺ヘ靈宝弘通ニ參申候處、長持四さし、外ニ荷物壹駄荷ひ荷式人參候由、大工七郎兵衛咄ニ而承申候、

一、何事ニ候哉、京都へ本蓮寺カ二日半之飛脚參申候旨、赤井殿御咄ニ承申候、

二十一日

一、今日カ郡御真影報恩講、於當役勧帰寺殿執行有之候、入之御逮夜過、八半頃ニ京都カ御飛脚到来、集会所カ之御書面參申候文言如左、態以飛札致啓達候、先以御所様方御機嫌能被為成御座候、然者先達而御用之儀有之候様ニ依御下知兩度申達候處、御請御書面相達、則右御書面を以御家老中へ申上置候、今以御上京無之候、如何之儀ニ候哉、御影御供ニ而御上京難成意趣有之候ハ、其訛委曲御申越可被成候、今度御返答次第ニテ、急度思召有之事ニ御座候、依而再々

應依御下知如斯二御座候、恐々謹言

集会所月番

印

集会所

月番衆御由

勸歸寺印

八月十六日

本覺寺

勝光寺殿

卷之三

右之御書面御飛脚一腰二而、箋田宇助与申者二而候、状箱受取破封
收矣、即請口令呈需有之表文、送印之者、八月一義昌日、人表得首。

紙包を出見、則其中ニ毫通本連寺へ可參畫面も有之候得共、是ハ濡
も相見不申候ニ、其御状箱ニ限り濡之有之候事、未審ニ存候杯申候、
自夫隣院殿ニ飛脚之者止宿致度旨申候得共、報恩講故伊勢屋弥兵衛
案内ニ而、万屋八兵衛方へ旅宿相頼被遺候、且委細之御返事ハ追而
之義、先此度飛脚ニ而御畫面再々応々義ニ候ハ者、此答致度旨決談
致、答之書狀、文言如左、

御飛札昨廿一日ニ相達致拝見候、先以御所様方御機嫌能被為成御座、
恐悦奉存候、然者再々往御畫面之趣致承知候、委曲者先達而御門末
へ為申聞置候故、返答之義度々及催促候得共、在方殊之外耕作等繁
多故、是迄答之義一統ニ相済不申延引ニ罷成候、併此節暫町在方手
透ニ有之候、仍而如定例郡御真影報恩講引上致執行候、依之參詣之
節、町在夫々御門徒中、右御真影御供之義可及返答ニ候間、委曲者
報恩講參詣之砌吟味仕、是方御返答可申上候、先者御飛翰之御答迄
如斯ニ御座候、恐々謹言、

本光寺 本覺寺 勝光寺 称名寺
印 印 印 印

印

右之返書調、執筆朝倉屋伝七二而則調置、明日飛脚之者へ可相渡旨
殿ち為見舞法幢參候而、本蓮寺殿ち書状被言伝候世話之義、礼一返
申候後、飛脚へ尋事有之候、其趣者本蓮寺ち之書面ニ者何事も委細
之事不申越候歟、本蓮寺被致上京、御本山表之首尾ハ如何ニ而候哉
与相尋候得者、飛脚之者申候者、先達而ち被仰越候者、六ヶ寺一統
ニ御召之處を、唯本蓮寺殿斗御登候事故、別々ニ相成候事、甚之御
疑不審ニ有之候与之事ニ候与相答候得ハ、法幢申候ハ、左様ニ而者
無之候、本蓮寺義者御家老中之御下知ニ依而被仰越候御上意不違背
重シ候故早速上京致候、外五ヶ寺之義ハ輕上意を候歟、尔今上京
無之候与申候へ者、又飛脚申候者、成程五ヶ寺ニも本蓮寺殿与別々
相成候事之御疑者有之事ニ候与答語候を、万屋八兵衛來仁助、次
之間ニ而承居申候、暫有之候而法幢帰り申候跡へ、彼仁助茶を持出
候而飛脚之者へ相尋候者、本蓮寺殿御上京之義爰元ニ而者色々ニ取
沙汰致候、京都之趣者如何之事ニ而候哉与申候得者、飛脚語候者、
先刻も本蓮寺殿ち之御使僧へ咄申候通、此度本蓮寺殿上京有之候得
共、京都之首尾余り不宜趣ニ相聞申候、且又本蓮寺殿壱人御上京ニ
而候歟、若々此御影之義ニ付、取組事之有之候事も有之候ハヽ、甚
以重キ事ニ候与申候貞、仁助語候由、筒金屋久兵衛咄ニ承申候、
伊勢屋弥兵衛京都ち之御飛脚を同道致、万屋八兵衛方へ參候得者、
無人故暫居申候間ニ、飛脚之者へ生國相尋候得者、飛脚之者申候者、
御本山ニ者近年御奉公申候得共、私之生國者美濃ニ而御座候与相答
申候、又伊勢屋弥兵衛相尋候者、此度之御飛脚者何御用ニ而候哉、
御存知も無之候哉与相尋候得者、此度之御用者當郡之御影様御供ニ

而、五ヶ寺之御渡處衆二御上京可被成与之御催促之御飛脚二而候
歎、我等生國者先達而申候通、美濃二而候得者、与得様子も存居

申候、先年於美濃國も加様成義出来致、則御影御供致上京有之候様
ニ御本山古被仰下、則如仰御影様御供ニ而法中上京有之候處、再其

後御影様者御帰無之候間、加様成趣も有之候得者、此度之義も左様

ニ相成可申様ニ相聞申候得者、兎角御影様を御手放不致様肝要之事

ニ候与申候旨、則伊勢屋咄申候由、隣院殿御咄ニ承申候、

一、朝古薄曇居候得共、雨者降不申候、殊ニ今日古郡御真影報恩講ニ

而候御座候、七半頃古以之外氣色宣布相成申候、

二十二日

一、夜前調置候集会所へ之返書、今朝万屋八兵衛方へ為持遣、則飛脚

之者へ慥ニ相渡申候、則酒代として銀懸合五匁四分取添為取申候、

使者隣院殿之右膳ニ而御座候、

一、朝者疊居候得共、四頃古快晴致、少々北風者吹申候、

二十三日

一、近頃出候星者虎尾星与申候由、太平記乱之前評三年以前ニ則此星
出候、自是相考候得者、今年古卯ノ年ニ當而兵乱可有瑞相ニ而候旨

承候与而、形部卿殿御咄ニ承之申候、扱々惡敷占相ニ而候、

一、頃日出候星ニ付、於禁裏当月十一日古御祈禱有之候、依之右星頃
日出不申候与之京都之評判ニ而候由、本覺寺殿御咄ニ而候、

一、朝古快晴ニ而候処、暮六頃古しめ（と）雨降出、夜五頃古以之外
之雷電數數、雨も頻ニ降候処ニ、夜九頃ニ者晴申候、

二十四日

一、朝古以之外之快晴、風もなく、夜も静成氣色ニ而御座候、昼夜共ニ

ニ差而替義ハ無之候、

二十五日

一、氣色者薄曇居候得共、雨も降不申、前後首尾能報恩講も御満座致、
一統大悦致候、御音御相伴仕候者、都合式千人程有之、扱々御繁昌

之御事ニ候、

二十六日

一、金城殿五月節句前、俄ニ本多安房守殿へ御成可被成趣ニ付、裏門
を取ニほち候得者、騎馬ニ而御入被遊、屋敷之内不残見分被遊、其

儘御帰城被遊候、其日者安房殿者登城ニ而、留主之中ニ而御座候、

幸節句前故掃除寄麗致置候故、失礼者無之候、其後安房殿御礼被上
候得共、何事も無之候与之趣、赤井殿御咄承申候、

一、七月十五日ニ時次郎殿御広敷へ被為入、中老以上誰彼皆宗旨を御
尋被遊候処、銘々辞シ候処、押而御尋被成候得者、誰者何宗、彼者

何宗与皆申上候処ニ、時次郎殿其宗々を御聞之上、何宗之安心者加
様、何宗之領解者此通ニ而候得共、如此和尚法印共ハ懸勅ニ為申聞
者致間鋪哉与、念頃ニ御教化有之候得者、各々感涙を催候与旨、金

沢野町因徳寺一信殿御咄之旨、赤井殿御咄ニ承申候、且又時次郎殿
金城殿へ学文被遊候而、可然段御進メ被遊候与之義も御咄有之候、

一、先頃金城殿御近習へ御尋有之候ハ、川狩致候ニ者松明を持候者而
ハ急難寄旨、弥左様ニ候哉与御尋有之候、御近習古右之趣右之通り
与御答申上候得者、然ハ松明可申付旨被仰付候、是者元来川狩之思
召ニ而者無之候、先年御類焼之節、武士之具余程御燒失被遊候、併
今新ニ出来之義者公方へ憚有之故、川狩ニ事寄兵具不足之処、御出
來可被遊旨ニ候、依之此度之松明之御入用も銀子式拾八貫内ニ而御
座候旨、赤井殿御咄ニ而候、

一、赤井殿御舍弟（四十万）^{（往）}善照寺殿方へ、金城殿并時次郎殿御両方共ニ
御成可有之候間、其心得有之候様ニ与之義申來候旨、赤井殿御咄ニ
而候、先年大音喜六郎殿も被為人候事も有之候、且時次郎殿御母公
与善照寺御母義与者元來（い）とニ而事ニ候哉、時
次郎殿者善照寺へ御成被遊、御法義御相続も被遊度御望有之候与之
義ニ而候、

二十七日

一、夜之内方雨降出シ、今朝五半頃迄者嚴重成雨ニ而候へとも、夫方晴、氣色次第宜布相成申候、

一、澍法庵大坂ニ而因之ことく相成居候、元來者大坂正念寺舍弟ニ而、同所正行寺方へ後見ニ入候、其砌先正行寺新發意有之候故、此僧拾五歳ニ相成候ハ、後住職讓可申約速ニ候處、最早新發意式拾武三歳ニ相成候得共、寺譲り不申候故、門徒一統納得致シ、後見之者を正行寺を追出申候、然所ニ京都へ登り手入を以、御本山ニ相勤申候而、堂僧ニ相成候後、御本山之威光を以、虛言をかまへ候而、大坂へ下り、彼先年之後見致居候正行寺之新發意ニ遠慮申渡候、依之正行寺門徒共難其意得、御本山へ内々を以窺候處、一向左様成事ハ無之候与之事故、澍法庵を留置座敷借候而、食物之毒味致候与而、門徒之内ニ式三人程宛昼夜番致居候故、他出一向ニ難成旨ニ而候由、本光寺殿御咄ニ承申候、此等之趣ニ考見候得者、當郡之取計も、色々之事共可有之与無心元存候、

一、角院殿上京可有之ニ付、使僧を以寺社所へ被及斷候節、奉行中ニ被申渡候者、上京之義委曲承知致候、就夫寺法之取訖事、國方へ不相障様ニ取計可被申段、急度被申渡候与之由、赤井殿御咄ニ承申候、此一言功徳聚院様御代ニ仲間六ヶ寺へ被下置候御書立ニ、取訖之義國法へ不障様ニ与有之候御文段与、腹ニ相應致候事尤也、何れ共ニ役人之心、大家之取計事者同要ニ而候事、是ニ而可知、

一、夜前何時ニ降出候哉、今朝も雨頻ニ降申候、乍併五ツ過打晴、氣色も宜布相成候、

一、金城殿江戸ニ金子式拾五両ニ猿毛疋被為求、御帰城被成候處、先頃御居間之旁之御座敷ニ而鉄炮を以打殺、時次郎殿義御同席ニ候得者、面白哉与之御尋有之候得者、殺生か何面白事者無之与而、其儘御帰宅有之候、其後時次郎殿金城殿へ学文之義を御進メ有之候与之義、本覺寺殿御咄ニ承之候、

二十八日

一、此度當郡之申分、若々本山ニ國方役人改作方へ御頼与して申来候与も、加様成取訖事者、寺法者寺法之通ニ御取計可被成、併御國方へ不障様ニ御取訖被成候様極可申段、改作奉行へ手筋有之、赤井殿御尋有之候得者、右之趣申聞候由御咄ニ而承之申候、然者國方役人も丈夫之義故、尚更面白覺候、

一、郡方へ御真影御成之義も手透を考候而、改作ニ不障様ニ致候ハ、、不及貪着様ニ候与、改作奉行ニ當郡之十村共へ内々を以、此趣宜布心得可申段被申入候由、今江村源助咄候旨、赤井殿御咄ニ而承之申候、尚御仲間へも為御心得、御序之節御申入可然段被申候与、御咄有之候而承申候、

一、今朝も雨者夜前降通候得共、最早五頃ニ降雨も晴上り、宜布氣色ニ相成申候、併むしあつて覺申候、

二十九日

一、昼之内者少々宛兩度雨降候得共、余り苦ニも不成候、秋之景色ニ候間、定候事も無之候、夜唯靜風之そよ吹迄ニ候而、差而相替義ハ無之候、

三十日

一、朝ニ以之外之快晴、頃日珍敷氣色ニ而御座候、夜も靜ニ昼夜相替候義、差而無之候、

〈参考〉現行の郡中御影報恩講について

令和元年（二〇一九）七月二十三日、称名寺で行われた郡中御影報恩講について報告しておきたい。

能美郡の門徒にとつて、郡中御影とそれを奉じて行われる講はきわめて重要であった。『鳥兔記』は、「小松寺庵騒動」の史料として知られているが、この騒動は、能美郡一統で護持してきた郡中御影の帰属

をめぐつて起こつたものである。

『鳥兎記』のころは、小松町の本蓮寺・本覺寺・勸帰寺・本光寺・

勝光寺・称名寺の御役仲間六ヶ寺が郡中御影を一年ごとに持ち回りで

預かっていた。『鳥兎記』七月二十五日条に「今日は兼ねて定め置き

候御真影御講」とあり、また、八月二十一日から二十五日までが「郡

御真影報恩講」であったことがみえる。七月二十五日は、宣如(東本

願寺十三代教如子)が、万治元年七月二十五日(一六五八年八月

二十三日)に示寂しており、その祥月命日にあたる。

「小松寺庵騒動」後は、勸帰寺が郡中御影を預かることになり、しばらくは講や門徒の御影拝礼も禁じられた時期もあった。現在も勸帰寺が「郡中御影」を保有し、講の会所は六ヶ寺が順番に当番を勤める。

近年の郡中御影報恩講は毎年七月二十三日に行われているが、以前は八月二十三日であったという。藩政期の七月二十五日は、明治の改暦で八月二十三日である。ちょうど野菜の秋なすびが採れ始める時季であることから、地元では「なすびの報恩講」と呼ばれている。

今年、令和元年の郡中御影報恩講は、小松教区の式次第によると、次のとおりである。

八時 勸帰寺出発(御影道中)

八時三十分 称名寺到着

郡中御影報恩講 勤行

内局挨拶

各組功労感謝状授与

各組功労者表彰状授与

十時三十分 法話(講師 高山教区不遠寺住職 四衛亮氏)

十一時四十五分 お齋

相続講員物故者追弔法要

十三時三十分 法話
十五時 終了

勸帰寺での勤行後、御影二軸は長持に納められ、門徒に担がれて称名寺へと向かった(御影道中)。

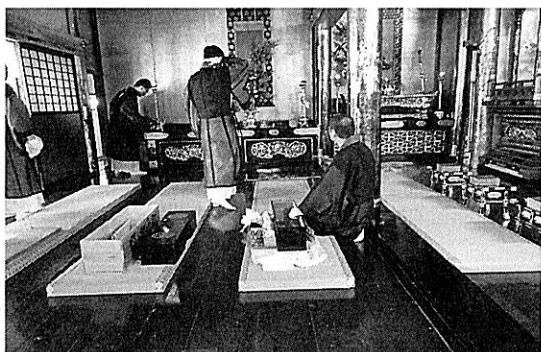
御影道中は、長持と、「郡中御影道中」と書かれた白旗の行列からなる。参列する門徒は、肩衣と白手袋を身につける。もともとは長持を担いでの行列であったが、担ぎ手の高齢化対策のためか、勸帰寺門前には長持に合わせた台車が準備されていた。参列者は台車から延ばされた白繩を引いて行進する。

勸帰寺から称名寺までは約二七〇m、徒歩で三分程度である。しかし、地図^{1,2}のように龍助町を通つて遠回りし、約三十分かけて練り歩く。道中、「郡中御影様のお通り」という掛け声がかけられる。熱心な門徒はすでに講の会場である称名寺に集まつてゐたためか、道中を押む人の姿はあまり見かけなかつた。

称名寺に到着すると、「郡中御影様、称名寺様にご到着」と掛け声がかけられる。門前には、御影を迎える門徒が待機していた。長持は台車から担ぎ上げられ、莊嚴された称名寺本堂内に運び込まれる。若い僧侶数名によつて、御影は長持から取り出され、本尊から見て右手の余間の仏壇に掛けられた。

かくして準備が整うと、勤行の前に、式次第には記載されていないが、門徒世話役の挨拶があった。そこでは、能美郡門徒が石山合戦の際に大坂本願寺に馳せ参じたため、教如上人から郡中御影が下付されたという説明がなされた。この言説は、『鳥兎記』のなかでも確認できる。講のたびに、このような郡中御影の由来が語り継がれてきたことが推測される。

本年の勤行は、正信偈草四句目下・三淘であった。称名寺住職佐々木五六氏による、報恩講は基本的に正信偈真四句目下・五淘で、今



【写真3】 僧侶たちによって御影が掛けられる



【写真1】 御影道中の行列



【写真4】組別で行われる参詣者の受付



【写真2】称名寺に運び込まれる御影



地図1 郡中御影道中行路



【写真6】報恩講の勤行中の堂内



【写真5】「なすびのほんこさん」

表1 小松教区在所一覧

組名	所属在所名
粟津	青路町・栗津町・今江町・井口町・糸町・打越町・沖町・おびし町・上小松町・春日町・川辺町・北浅井町・小山田町・白山田町・白江町・白松町・下栗津町・松陽町・須天町・清六町・園町・大領中町・津波倉町・南陽町・西原町・白嶺町・日用町・不動島町・符津町・蓑輪町・向本折町・三田町・牧口町・矢崎町・湯上町
苗代	赤瀬町・上り江町・岩上町・池城町・打木町・江指町・大杉町・尾小屋町・大野町・觀音下町・金野町・金平町・木場町・木場台・沢町・三谷町・塩原町・瀬領町・千木野町・大領町・長谷町・西俣町・布橋町・波佐谷町・波佐羅町・東山町・本江町・松岡町・南浅井町・丸山町・吉竹町・蓮代寺町
小松	安宅町・旭町・相生町・飴屋町・有明町・芦田町・育成町・泉町・梅田町・浮城町・御宮町・大川町・扇町・上本折町・上寺町・京町・木曾町・小寺町・小馬出町・古城町・幸町・栄町・桜木町・細工町・材木町・白山町・清水町・地子町・新鍛治町・新町・城南町・新大工町・末広町・宝町・大文字町・鷹匠町・茶屋町・寺町・天神町・殿町・土居原町・中町(小松)・西町・錦町・西本折町・白山町・浜田町・日吉町・光町・東町・日の出町・古河町・福乃宮町・本鍛治町・本大工町・本町・松任町・松生町・丸の内町・丸内公園町・三日市町・三日市地方・湊町(美川)・本折町・八幡町・大和町・八日市町・龍助町
板津	安宅新町・あけぼの町・荒屋町(小松)・犬丸町・浮柳町・御館町・大島町・大浜町・中町(根上)・浜開発町・浜町・平面町・蛭川町・坊丸町・松梨町・美原町・山口町・吉原釜屋・義仲町
徳橋	嵐町・荒木田町・岩渕町・漆町・鵜川町・牛島町・大長野町・小野町・泉台町・上牧町・梯町・草野町・小島町・下牧町・城北町・島田町・下ノ江町・高坂町・鶴ヶ島町・道林町・長崎町・長田町・中ノ江町・上八里町・絆海町・桂町・希望ヶ丘・五国寺町・古府町・河田町・小杉町・国府台・光陽町・加賀八幡・佐々木町・里川町・佐野町・正蓮寺町・下八里町・千代町・中海町・中ノ峰町・西軽海町・能美町・花坂町・埴田町・原町・一針町・仏大寺町・麦口町・みどり町・八幡・遊泉寺町・立明寺町・若杉町
北板津	赤井町・朝日町・石子町・栗生町・五間堂町・小長野町・木呂場・三道山町・新保町・末信町・館町・橘・橋新・高堂町・大成町・寺井町・寺畠町・鍋谷町・中庄町・西二口町・西任田町・野田町・東任田町・福島町・福岡町・末寺町・湯谷町・吉光町・吉原町・和氣町
十日講	秋常町・荒屋町(能美)・筋生町・岩内町・岩本町・大口町・上清水町・上開発町・上徳山町・上先出(山田先出)・上土室(草深)・北市町・倉重町・高座町・金剛寺町・三反田・下清水町・下開発町・下徳山町・下先出・辰口町・田子島・出口町・徳久町・土室・坪野町・飛地(舟場島)・灯台笹町・長瀧町・中島・火釜町・壱ツ屋・舟場島・三ツ屋町・三ツ口町・宮竹町・緑ヶ丘・山田町・与九郎島・湯屋町・来丸町・和佐谷町
九日講	阿手町・相滝町・五十谷町・数瀬町・上出合町・釜清水町・河原山町・上吉谷町・河合町・上野町・下出合町・下吉谷町・下野町・杉森町・瀬木野町・西佐良町・野地町・左穂町・広瀬町・仏師ヶ野町・別宮町・別宮出町・三ツ瀬町・三坂町・三ツ屋野町・神子清水町・渡津町・若原町
美山	女原・尾添・桑島・白峰・瀬戸・東二口・東荒谷

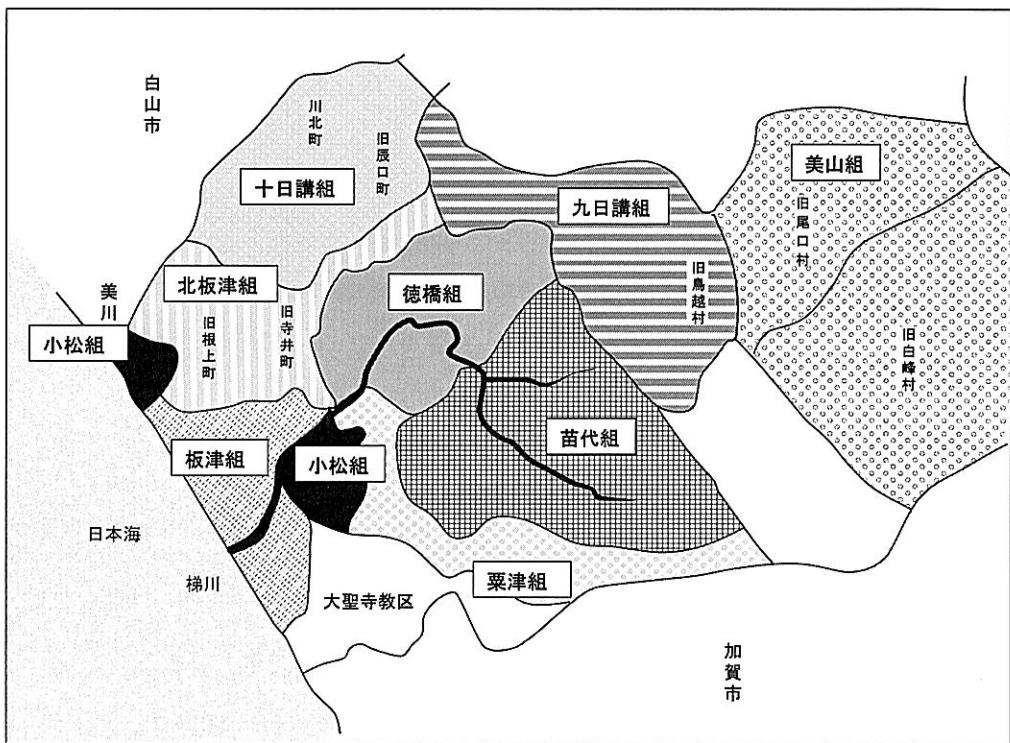
※太字ゴシックは今年度参集者が確認できた在所

回は軽めであつたとのことである。

勤行後、本願寺内局から挨拶があり、引き続き、懇意などで特に貢献した二組への感謝状授与と、各組から推薦された各組の労者（世話役）への表彰状授与が行われた。その後、お齋を挟んで法語があり、

相続講員物故者追弔法要も行われて、郡中御影報恩講は終了した。

郡中御影報恩講は、藩政期には能美郡一統の講であつたが、現代においても、小松教区あげての行事である。小松教区は旧能美郡で、現在に二つの組門徒会（粟津・苗代・小松・板津・徳橋・北板津・十日講・九日講）



地図2 小松教区管内図

日講」と白峰地区の美山組からなり（表1、地図2³）、講の参加者は組別に受付する（写真4）。ただし、今年の受付は、粟津・苗代・小松・板津・徳橋・北板津・十日講・九日講の八組で、美山組はなかつた。組の下に町単位で門徒が編成され、世話役がいる。世話役の高齢化が進み、在所ごと組から離れるようなことも起こっているが⁴、一向一揆以来の郡→組→村（在所）の組織が、形を変えながらも、現代に続いていることがわかる。

このような現代の郡中御影報恩講のあり方は、明和六年まで遡及するものではないが、『鳥兎記』を読み解く上で参考となると思われるため、ここに記録し、報告する。

【注】

- 1 （安永三年カ）八月「不慮之騒動落着ニ付書状」（勸帰寺文書）『新修小松市史』資料編9寺社、二〇一〇年、九〇頁。
- 2 真宗大谷派小松教区のポスターより作成。
- 3 表1、地図2とともに、真宗大谷派小松教区ホームページより作成。
- 4 本年の郡中御影報恩講受付における各組の世話役からの聞き取りによる。

【資料紹介】小松市称名寺所蔵『烏兎記』 (明和六年七月二十三日～八月三十日)

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

小 西 洋 子

石川県金沢城調査研究所 所長

木 越 隆 三

人間社会研究域学校教育系 教授

黒 田 智

石川県立図書館 加能史料調査委員

室 山 孝

人間社会環境研究科 人文学専攻

渡 貫 多 聰

[Research Materials] Supplementary Notes and Reproduction of
Utoki in the Collection of the Shomyoji Temple in Komatsu

KONISHI Yoko

KIGOSHI Ryuzo

KURODA Satoshi

MUROYAMA Takashi

WATANUKI Tamon

Abstract

Utoki was a daily journal kept by Shuko, the eleventh chief priest of the Shokoji Temple in Komatsu, during the year 1769. The journal is famous for the historical information it contains on Komatsu-jian-sodo. Utoki not only has important information about the Jodo Shin sect of Buddhism in the Edo period but also contains various stories that Shuko recorded that should capture the interest of researchers. It is our intention to introduce a reprint of the entire text in several installments. We hope that researchers will find our reprint useful for deepening the discussion on Komatsu-jian-sodo.

Keyword

Komatsu-jian-sodo, Gunchu-goei, Nomi-gun, early modern Jodo Shinshu sect